

田原市暴力団排除条例等に基づく表明・確約書

私（使用人を含む）は、令和7年1月18日（土）から令和7年3月31日（月）に伊良湖菜の花ガーデンで開催される渥美半島菜の花まつり 2025 に出店するにあたって、次に掲げる者に該当せず、次に掲げる行為を遵守し、将来において相違ないことを表明し、確約します。

この表明・確約書に虚偽の記載をした場合は、出店の取り消しや撤去をすることになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切私（当店）の責任とします。さらには、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として厳重に処罰されることも理解しています。

また、渥美半島菜の花まつり 2025 の安全を確保するため、警察等の関係機関に本書を提出することを了承します。

（各項目を確認して□チェックすること。）

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）に該当する者
- 2 暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
- 3 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用してると認められる関係にある者
- 4 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係にある者
- 5 暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
- 6 愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者（ただし、公表から1年を経過した場合は、この限りではない。）
- 7 前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者

8 自ら又は前各号のいずれかに該当する者や法人等を利用して、出店に際して以下の各号のいずれの行為も行いません。

- ① 暴力的要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
- ④ 他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
- ⑤ 他の者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為

9 菜の花まつり 2025 運営事務局及び菜の花ガーデン内のスタッフの指示には積極的に従い健全な運営に協力すること。

10 出展が終了した際には、清掃等を徹底し原状回復に努めること。

令和 年 月 日

（一社）渥美半島観光ビューロー フラワー部会長 様

営業品目 _____

店舗名 _____

住 所 _____

出店責任者氏名（自筆署名にて記入すること。）

電話番号 () - _____

携帯電話 () - _____